



第14期 定時株主総会 招集ご通知

リンカーズ株式会社

目 次

第14期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	14
計算書類	42
監査報告	48

開催日時 2025年10月24日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都文京区後楽二丁目3番21号
住友不動産飯田橋ビル6階
リンカーズ株式会社本社
(会場が前回と異なっておりますので、末尾
の「株主総会会場ご案内図」をご参照いた
だき、お間違えのないようご注意ください。)

議 案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬改定の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行ってください
ますようお願い申し上げます。

議決権行使期限：2025年10月23日（木曜日）午後6時まで

証券コード 5131
2025年10月2日

株 主 各 位

東京都文京区後楽二丁目3番21号
リンカーズ株式会社
代表取締役社長 前 田 佳 宏

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.linkers.net/>



（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リンカーズ」又は「コード」に当社証券コード「5131」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、2025年10月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年10月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都文京区後楽二丁目3番21号
住友不動産飯田橋ビル6階 リンカーズ株式会社本社
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。) |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第14期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2024年8月1日から2025年7月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、紙資源の節約のため、「本招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ・連結計算書類の「連結注記表」
- ・計算書類の「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年10月24日（金曜日）  
午前10時  
（受付開始：午前9時30分）



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年10月23日（木曜日）  
午後6時到着分まで



### インターネットで議決権を 行使される場合

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年10月23日（木曜日）  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 部中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXXXX月XX日

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

5. \_\_\_\_\_

6. \_\_\_\_\_

7. \_\_\_\_\_

8. \_\_\_\_\_

9. \_\_\_\_\_

10. \_\_\_\_\_

11. \_\_\_\_\_

12. \_\_\_\_\_

13. \_\_\_\_\_

14. \_\_\_\_\_

15. \_\_\_\_\_

16. \_\_\_\_\_

17. \_\_\_\_\_

18. \_\_\_\_\_

19. \_\_\_\_\_

20. \_\_\_\_\_

21. \_\_\_\_\_

22. \_\_\_\_\_

23. \_\_\_\_\_

24. \_\_\_\_\_

25. \_\_\_\_\_

26. \_\_\_\_\_

27. \_\_\_\_\_

28. \_\_\_\_\_

29. \_\_\_\_\_

30. \_\_\_\_\_

31. \_\_\_\_\_

32. \_\_\_\_\_

33. \_\_\_\_\_

34. \_\_\_\_\_

35. \_\_\_\_\_

36. \_\_\_\_\_

37. \_\_\_\_\_

38. \_\_\_\_\_

39. \_\_\_\_\_

40. \_\_\_\_\_

41. \_\_\_\_\_

42. \_\_\_\_\_

43. \_\_\_\_\_

44. \_\_\_\_\_

45. \_\_\_\_\_

46. \_\_\_\_\_

47. \_\_\_\_\_

48. \_\_\_\_\_

49. \_\_\_\_\_

50. \_\_\_\_\_

51. \_\_\_\_\_

52. \_\_\_\_\_

53. \_\_\_\_\_

54. \_\_\_\_\_

55. \_\_\_\_\_

56. \_\_\_\_\_

57. \_\_\_\_\_

58. \_\_\_\_\_

59. \_\_\_\_\_

60. \_\_\_\_\_

61. \_\_\_\_\_

62. \_\_\_\_\_

63. \_\_\_\_\_

64. \_\_\_\_\_

65. \_\_\_\_\_

66. \_\_\_\_\_

67. \_\_\_\_\_

68. \_\_\_\_\_

69. \_\_\_\_\_

70. \_\_\_\_\_

71. \_\_\_\_\_

72. \_\_\_\_\_

73. \_\_\_\_\_

74. \_\_\_\_\_

75. \_\_\_\_\_

76. \_\_\_\_\_

77. \_\_\_\_\_

78. \_\_\_\_\_

79. \_\_\_\_\_

80. \_\_\_\_\_

81. \_\_\_\_\_

82. \_\_\_\_\_

83. \_\_\_\_\_

84. \_\_\_\_\_

85. \_\_\_\_\_

86. \_\_\_\_\_

87. \_\_\_\_\_

88. \_\_\_\_\_

89. \_\_\_\_\_

90. \_\_\_\_\_

91. \_\_\_\_\_

92. \_\_\_\_\_

93. \_\_\_\_\_

94. \_\_\_\_\_

95. \_\_\_\_\_

96. \_\_\_\_\_

97. \_\_\_\_\_

98. \_\_\_\_\_

99. \_\_\_\_\_

100. \_\_\_\_\_

101. \_\_\_\_\_

102. \_\_\_\_\_

103. \_\_\_\_\_

104. \_\_\_\_\_

105. \_\_\_\_\_

106. \_\_\_\_\_

107. \_\_\_\_\_

108. \_\_\_\_\_

109. \_\_\_\_\_

110. \_\_\_\_\_

111. \_\_\_\_\_

112. \_\_\_\_\_

113. \_\_\_\_\_

114. \_\_\_\_\_

115. \_\_\_\_\_

116. \_\_\_\_\_

117. \_\_\_\_\_

118. \_\_\_\_\_

119. \_\_\_\_\_

120. \_\_\_\_\_

121. \_\_\_\_\_

122. \_\_\_\_\_

123. \_\_\_\_\_

124. \_\_\_\_\_

125. \_\_\_\_\_

126. \_\_\_\_\_

127. \_\_\_\_\_

128. \_\_\_\_\_

129. \_\_\_\_\_

130. \_\_\_\_\_

131. \_\_\_\_\_

132. \_\_\_\_\_

133. \_\_\_\_\_

134. \_\_\_\_\_

135. \_\_\_\_\_

136. \_\_\_\_\_

137. \_\_\_\_\_

138. \_\_\_\_\_

139. \_\_\_\_\_

140. \_\_\_\_\_

141. \_\_\_\_\_

142. \_\_\_\_\_

143. \_\_\_\_\_

144. \_\_\_\_\_

145. \_\_\_\_\_

146. \_\_\_\_\_

147. \_\_\_\_\_

148. \_\_\_\_\_

149. \_\_\_\_\_

150. \_\_\_\_\_

151. \_\_\_\_\_

152. \_\_\_\_\_

153. \_\_\_\_\_

154. \_\_\_\_\_

155. \_\_\_\_\_

156. \_\_\_\_\_

157. \_\_\_\_\_

158. \_\_\_\_\_

159. \_\_\_\_\_

160. \_\_\_\_\_

161. \_\_\_\_\_

162. \_\_\_\_\_

163. \_\_\_\_\_

164. \_\_\_\_\_

165. \_\_\_\_\_

166. \_\_\_\_\_

167. \_\_\_\_\_

168. \_\_\_\_\_

169. \_\_\_\_\_

170. \_\_\_\_\_

171. \_\_\_\_\_

172. \_\_\_\_\_

173. \_\_\_\_\_

174. \_\_\_\_\_

175. \_\_\_\_\_

176. \_\_\_\_\_

177. \_\_\_\_\_

178. \_\_\_\_\_

179. \_\_\_\_\_

180. \_\_\_\_\_

181. \_\_\_\_\_

182. \_\_\_\_\_

183. \_\_\_\_\_

184. \_\_\_\_\_

185. \_\_\_\_\_

186. \_\_\_\_\_

187. \_\_\_\_\_

188. \_\_\_\_\_

189. \_\_\_\_\_

190. \_\_\_\_\_

191. \_\_\_\_\_

192. \_\_\_\_\_

193. \_\_\_\_\_

194. \_\_\_\_\_

195. \_\_\_\_\_

196. \_\_\_\_\_

197. \_\_\_\_\_

198. \_\_\_\_\_

199. \_\_\_\_\_

200. \_\_\_\_\_

201. \_\_\_\_\_

202. \_\_\_\_\_

203. \_\_\_\_\_

204. \_\_\_\_\_

205. \_\_\_\_\_

206. \_\_\_\_\_

207. \_\_\_\_\_

208. \_\_\_\_\_

209. \_\_\_\_\_

210. \_\_\_\_\_

211. \_\_\_\_\_

212. \_\_\_\_\_

213. \_\_\_\_\_

214. \_\_\_\_\_

215. \_\_\_\_\_

216. \_\_\_\_\_

217. \_\_\_\_\_

218. \_\_\_\_\_

219. \_\_\_\_\_

220. \_\_\_\_\_

221. \_\_\_\_\_

222. \_\_\_\_\_

223. \_\_\_\_\_

224. \_\_\_\_\_

225. \_\_\_\_\_

226. \_\_\_\_\_

227. \_\_\_\_\_

228. \_\_\_\_\_

229. \_\_\_\_\_

230. \_\_\_\_\_

231. \_\_\_\_\_

232. \_\_\_\_\_

233. \_\_\_\_\_

234. \_\_\_\_\_

235. \_\_\_\_\_

236. \_\_\_\_\_

237. \_\_\_\_\_

238. \_\_\_\_\_

239. \_\_\_\_\_

240. \_\_\_\_\_

241. \_\_\_\_\_

242. \_\_\_\_\_

243. \_\_\_\_\_

244. \_\_\_\_\_

245. \_\_\_\_\_

246. \_\_\_\_\_

247. \_\_\_\_\_

248. \_\_\_\_\_

249. \_\_\_\_\_

250. \_\_\_\_\_

251. \_\_\_\_\_

252. \_\_\_\_\_

253. \_\_\_\_\_

254. \_\_\_\_\_

255. \_\_\_\_\_

256. \_\_\_\_\_

257. \_\_\_\_\_

258. \_\_\_\_\_

259. \_\_\_\_\_

260. \_\_\_\_\_

261. \_\_\_\_\_

262. \_\_\_\_\_

263. \_\_\_\_\_

264. \_\_\_\_\_

265. \_\_\_\_\_

266. \_\_\_\_\_

267. \_\_\_\_\_

268. \_\_\_\_\_

269. \_\_\_\_\_

270. \_\_\_\_\_

271. \_\_\_\_\_

272. \_\_\_\_\_

273. \_\_\_\_\_

274. \_\_\_\_\_

275. \_\_\_\_\_

276. \_\_\_\_\_

277. \_\_\_\_\_

278. \_\_\_\_\_

279. \_\_\_\_\_

280. \_\_\_\_\_

281. \_\_\_\_\_

282. \_\_\_\_\_

283. \_\_\_\_\_

284. \_\_\_\_\_

285. \_\_\_\_\_

286. \_\_\_\_\_

287. \_\_\_\_\_

288. \_\_\_\_\_

289. \_\_\_\_\_

290. \_\_\_\_\_

291. \_\_\_\_\_

292. \_\_\_\_\_

293. \_\_\_\_\_

294. \_\_\_\_\_

295. \_\_\_\_\_

296. \_\_\_\_\_

297. \_\_\_\_\_

298. \_\_\_\_\_

299. \_\_\_\_\_

300. \_\_\_\_\_

301. \_\_\_\_\_

302. \_\_\_\_\_

303. \_\_\_\_\_

304. \_\_\_\_\_

305. \_\_\_\_\_

306. \_\_\_\_\_

307. \_\_\_\_\_

308. \_\_\_\_\_

309. \_\_\_\_\_

310. \_\_\_\_\_

311. \_\_\_\_\_

312. \_\_\_\_\_

313. \_\_\_\_\_

314. \_\_\_\_\_

315. \_\_\_\_\_

316. \_\_\_\_\_

317. \_\_\_\_\_

318. \_\_\_\_\_

319. \_\_\_\_\_

320. \_\_\_\_\_

321. \_\_\_\_\_

322. \_\_\_\_\_

323. \_\_\_\_\_

324. \_\_\_\_\_

325. \_\_\_\_\_

326. \_\_\_\_\_

327. \_\_\_\_\_

328. \_\_\_\_\_

329. \_\_\_\_\_

330. \_\_\_\_\_

331. \_\_\_\_\_

332. \_\_\_\_\_

333. \_\_\_\_\_

334. \_\_\_\_\_

335. \_\_\_\_\_

336. \_\_\_\_\_

337. \_\_\_\_\_

338. \_\_\_\_\_

339. \_\_\_\_\_

340. \_\_\_\_\_

341. \_\_\_\_\_

342. \_\_\_\_\_

343. \_\_\_\_\_

344. \_\_\_\_\_

345. \_\_\_\_\_

346. \_\_\_\_\_

347. \_\_\_\_\_

348. \_\_\_\_\_

349. \_\_\_\_\_

350. \_\_\_\_\_

351. \_\_\_\_\_

352. \_\_\_\_\_

353. \_\_\_\_\_

354. \_\_\_\_\_

355. \_\_\_\_\_

356. \_\_\_\_\_

357. \_\_\_\_\_

358. \_\_\_\_\_

359. \_\_\_\_\_

360. \_\_\_\_\_

361. \_\_\_\_\_

362. \_\_\_\_\_

363. \_\_\_\_\_

364. \_\_\_\_\_

365. \_\_\_\_\_

366. \_\_\_\_\_

367. \_\_\_\_\_

368. \_\_\_\_\_

369. \_\_\_\_\_

370. \_\_\_\_\_

371. \_\_\_\_\_

372. \_\_\_\_\_

373. \_\_\_\_\_

374. \_\_\_\_\_

375. \_\_\_\_\_

376. \_\_\_\_\_

377. \_\_\_\_\_

378. \_\_\_\_\_

379. \_\_\_\_\_

380. \_\_\_\_\_

381. \_\_\_\_\_

382. \_\_\_\_\_

383. \_\_\_\_\_

384. \_\_\_\_\_

385. \_\_\_\_\_

386. \_\_\_\_\_

387. \_\_\_\_\_

388. \_\_\_\_\_

389. \_\_\_\_\_

390. \_\_\_\_\_

391. \_\_\_\_\_

392. \_\_\_\_\_

393. \_\_\_\_\_

394. \_\_\_\_\_

395. \_\_\_\_\_

396. \_\_\_\_\_

397. \_\_\_\_\_

398. \_\_\_\_\_

399. \_\_\_\_\_

400. \_\_\_\_\_

401. \_\_\_\_\_

402. \_\_\_\_\_

403. \_\_\_\_\_

404. \_\_\_\_\_

405. \_\_\_\_\_

406. \_\_\_\_\_

407. \_\_\_\_\_

408. \_\_\_\_\_

409. \_\_\_\_\_

410. \_\_\_\_\_

411. \_\_\_\_\_

412. \_\_\_\_\_

413. \_\_\_\_\_

414. \_\_\_\_\_

415. \_\_\_\_\_

416. \_\_\_\_\_

417. \_\_\_\_\_

418. \_\_\_\_\_

419. \_\_\_\_\_

420. \_\_\_\_\_

421. \_\_\_\_\_

422. \_\_\_\_\_

423. \_\_\_\_\_

424. \_\_\_\_\_

425. \_\_\_\_\_

426. \_\_\_\_\_

427. \_\_\_\_\_

428. \_\_\_\_\_

429. \_\_\_\_\_

430. \_\_\_\_\_

431. \_\_\_\_\_

432. \_\_\_\_\_

433. \_\_\_\_\_

434. \_\_\_\_\_

435. \_\_\_\_\_

436. \_\_\_\_\_

437. \_\_\_\_\_

438. \_\_\_\_\_

439. \_\_\_\_\_

440. \_\_\_\_\_

441. \_\_\_\_\_

442. \_\_\_\_\_

443. \_\_\_\_\_

444. \_\_\_\_\_

445. \_\_\_\_\_

446. \_\_\_\_\_

447. \_\_\_\_\_

448. \_\_\_\_\_

449. \_\_\_\_\_

450. \_\_\_\_\_

451. \_\_\_\_\_

452. \_\_\_\_\_

453. \_\_\_\_\_

454. \_\_\_\_\_

455. \_\_\_\_\_

456. \_\_\_\_\_

457. \_\_\_\_\_

458. \_\_\_\_\_

459. \_\_\_\_\_

460. \_\_\_\_\_

461. \_\_\_\_\_

462. \_\_\_\_\_

463. \_\_\_\_\_

464. \_\_\_\_\_

465. \_\_\_\_\_

466. \_\_\_\_\_

467. \_\_\_\_\_

468. \_\_\_\_\_

469. \_\_\_\_\_

470. \_\_\_\_\_

471. \_\_\_\_\_

472. \_\_\_\_\_

473. \_\_\_\_\_

474. \_\_\_\_\_

475. \_\_\_\_\_

476. \_\_\_\_\_

477. \_\_\_\_\_

478. \_\_\_\_\_

479. \_\_\_\_\_

480. \_\_\_\_\_

481. \_\_\_\_\_

482. \_\_\_\_\_

483. \_\_\_\_\_

484. \_\_\_\_\_

485. \_\_\_\_\_

486. \_\_\_\_\_

487. \_\_\_\_\_

488. \_\_\_\_\_

489. \_\_\_\_\_

490. \_\_\_\_\_

491. \_\_\_\_\_

492. \_\_\_\_\_

493. \_\_\_\_\_

494. \_\_\_\_\_

495. \_\_\_\_\_

496. \_\_\_\_\_

497. \_\_\_\_\_

498. \_\_\_\_\_

499. \_\_\_\_\_

500. \_\_\_\_\_

501. \_\_\_\_\_

502. \_\_\_\_\_

503. \_\_\_\_\_

504. \_\_\_\_\_

505. \_\_\_\_\_

506. \_\_\_\_\_

507. \_\_\_\_\_

508. \_\_\_\_\_

509. \_\_\_\_\_

510. \_\_\_\_\_

511. \_\_\_\_\_

512. \_\_\_\_\_

513. \_\_\_\_\_

514. \_\_\_\_\_

515. \_\_\_\_\_

516. \_\_\_\_\_

517. \_\_\_\_\_

518. \_\_\_\_\_

519. \_\_\_\_\_

520. \_\_\_\_\_

521. \_\_\_\_\_

522. \_\_\_\_\_

523. \_\_\_\_\_

524. \_\_\_\_\_

525. \_\_\_\_\_

526. \_\_\_\_\_

527. \_\_\_\_\_

528. \_\_\_\_\_

529. \_\_\_\_\_

530. \_\_\_\_\_

531. \_\_\_\_\_

532. \_\_\_\_\_

533. \_\_\_\_\_

534. \_\_\_\_\_

535. \_\_\_\_\_

536. \_\_\_\_\_

537. \_\_\_\_\_

538. \_\_\_\_\_

539. \_\_\_\_\_

540. \_\_\_\_\_

541. \_\_\_\_\_

542. \_\_\_\_\_

543. \_\_\_\_\_

544. \_\_\_\_\_

545. \_\_\_\_\_

546. \_\_\_\_\_

547. \_\_\_\_\_

548. \_\_\_\_\_

549. \_\_\_\_\_

550. \_\_\_\_\_

551. \_\_\_\_\_

552. \_\_\_\_\_

553. \_\_\_\_\_

554. \_\_\_\_\_

555. \_\_\_\_\_

556. \_\_\_\_\_

557. \_\_\_\_\_

558. \_\_\_\_\_

559. \_\_\_\_\_

560. \_\_\_\_\_

561. \_\_\_\_\_

562. \_\_\_\_\_

563. \_\_\_\_\_

564. \_\_\_\_\_

565. \_\_\_\_\_

566. \_\_\_\_\_

567. \_\_\_\_\_

568. \_\_\_\_\_

569. \_\_\_\_\_

570. \_\_\_\_\_

571. \_\_\_\_\_

572. \_\_\_\_\_

573. \_\_\_\_\_

574. \_\_\_\_\_

575. \_\_\_\_\_

576. \_\_\_\_\_

577. \_\_\_\_\_

578. \_\_\_\_\_

579. \_\_\_\_\_

580. \_\_\_\_\_

581. \_\_\_\_\_

582. \_\_\_\_\_

583. \_\_\_\_\_

584. \_\_\_\_\_

585. \_\_\_\_\_

586. \_\_\_\_\_

587. \_\_\_\_\_

588. \_\_\_\_\_

589. \_\_\_\_\_

590. \_\_\_\_\_

591. \_\_\_\_\_

592. \_\_\_\_\_

593. \_\_\_\_\_

594. \_\_\_\_\_

595. \_\_\_\_\_

596. \_\_\_\_\_

597. \_\_\_\_\_

598. \_\_\_\_\_

599. \_\_\_\_\_

600. \_\_\_\_\_

601. \_\_\_\_\_

602. \_\_\_\_\_

603. \_\_\_\_\_

604. \_\_\_\_\_

605. \_\_\_\_\_

606. \_\_\_\_\_

607. \_\_\_\_\_

608. \_\_\_\_\_

609. \_\_\_\_\_

610. \_\_\_\_\_

611. \_\_\_\_\_

612. \_\_\_\_\_

613. \_\_\_\_\_

614. \_\_\_\_\_

615. \_\_\_\_\_

616. \_\_\_\_\_

617. \_\_\_\_\_

618. \_\_\_\_\_

619. \_\_\_\_\_

620. \_\_\_\_\_

621. \_\_\_\_\_

622. \_\_\_\_\_

623. \_\_\_\_\_

624. \_\_\_\_\_

625. \_\_\_\_\_

626. \_\_\_\_\_

627. \_\_\_\_\_

628. \_\_\_\_\_

629. \_\_\_\_\_

630. \_\_\_\_\_

631. \_\_\_\_\_

632. \_\_\_\_\_

633. \_\_\_\_\_

634. \_\_\_\_\_

635. \_\_\_\_\_

636. \_\_\_\_\_

637. \_\_\_\_\_

638. \_\_\_\_\_

639. \_\_\_\_\_

640. \_\_\_\_\_

641. \_\_\_\_\_

642. \_\_\_\_\_

643. \_\_\_\_\_

644. \_\_\_\_\_

645. \_\_\_\_\_

646. \_\_\_\_\_

647. \_\_\_\_\_

648. \_\_\_\_\_

649. \_\_\_\_\_

650. \_\_\_\_\_

651. \_\_\_\_\_

652. \_\_\_\_\_

653. \_\_\_\_\_

654. \_\_\_\_\_

655. \_\_\_\_\_

656. \_\_\_\_\_

657. \_\_\_\_\_

658. \_\_\_\_\_

659. \_\_\_\_\_

660. \_\_\_\_\_

661. \_\_\_\_\_

662. \_\_\_\_\_

663. \_\_\_\_\_

664. \_\_\_\_\_

665. \_\_\_\_\_

666. \_\_\_\_\_

667. \_\_\_\_\_

668. \_\_\_\_\_

669. \_\_\_\_\_

670. \_\_\_\_\_

671. \_\_\_\_\_

672. \_\_\_\_\_

673. \_\_\_\_\_

674. \_\_\_\_\_

675. \_\_\_\_\_

676. \_\_\_\_\_

677. \_\_\_\_\_

678. \_\_\_\_\_

679. \_\_\_\_\_

680. \_\_\_\_\_

681. \_\_\_\_\_

682. \_\_\_\_\_

683. \_\_\_\_\_

684. \_\_\_\_\_

685. \_\_\_\_\_

686. \_\_\_\_\_

687. \_\_\_\_\_

688. \_\_\_\_\_

689. \_\_\_\_\_

690. \_\_\_\_\_

691. \_\_\_\_\_

692. \_\_\_\_\_

693. \_\_\_\_\_

694. \_\_\_\_\_

695. \_\_\_\_\_

696. \_\_\_\_\_

697. \_\_\_\_\_

698. \_\_\_\_\_

699. \_\_\_\_\_

700. \_\_\_\_\_

701. \_\_\_\_\_

702. \_\_\_\_\_

703. \_\_\_\_\_

704. \_\_\_\_\_

705. \_\_\_\_\_

706. \_\_\_\_\_

707. \_\_\_\_\_

708. \_\_\_\_\_

709. \_\_\_\_\_

710. \_\_\_\_\_

711. \_\_\_\_\_

712. \_\_\_\_\_

713. \_\_\_\_\_

714. \_\_\_\_\_

715. \_\_\_\_\_

716. \_\_\_\_\_

717. \_\_\_\_\_

718. \_\_\_\_\_

719. \_\_\_\_\_

720. \_\_\_\_\_

721. \_\_\_\_\_

722. \_\_\_\_\_

723. \_\_\_\_\_

724. \_\_\_\_\_

725. \_\_\_\_\_

726. \_\_\_\_\_

727. \_\_\_\_\_

728. \_\_\_\_\_

729. \_\_\_\_\_

730. \_\_\_\_\_

731. \_\_\_\_\_

732. \_\_\_\_\_

733. \_\_\_\_\_

734. \_\_\_\_\_

735. \_\_\_\_\_

736. \_\_\_\_\_

737. \_\_\_\_\_

738. \_\_\_\_\_

739. \_\_\_\_\_

740. \_\_\_\_\_

741. \_\_\_\_\_

742. \_\_\_\_\_

743. \_\_\_\_\_

744. \_\_\_\_\_

745. \_\_\_\_\_

746. \_\_\_\_\_

747. \_\_\_\_\_

748. \_\_\_\_\_

749. \_\_\_\_\_

750. \_\_\_\_\_

751. \_\_\_\_\_

752. \_\_\_\_\_

753. \_\_\_\_\_

754. \_\_\_\_\_

755. \_\_\_\_\_

756. \_\_\_\_\_

757. \_\_\_\_\_

758. \_\_\_\_\_

759. \_\_\_\_\_

760. \_\_\_\_\_

761. \_\_\_\_\_

762. \_\_\_\_\_

763. \_\_\_\_\_

764. \_\_\_\_\_

765. \_\_\_\_\_

766. \_\_\_\_\_

767. \_\_\_\_\_

768. \_\_\_\_\_

769. \_\_\_\_\_

770. \_\_\_\_\_

771. \_\_\_\_\_

772. \_\_\_\_\_

773. \_\_\_\_\_

774. \_\_\_\_\_

775. \_\_\_\_\_

776. \_\_\_\_\_

777. \_\_\_\_\_

778. \_\_\_\_\_

779. \_\_\_\_\_

780. \_\_\_\_\_

781. \_\_\_\_\_

782. \_\_\_\_\_

783. \_\_\_\_\_

784. \_\_\_\_\_

785. \_\_\_\_\_

786. \_\_\_\_\_

787. \_\_\_\_\_

788. \_\_\_\_\_

789. \_\_\_\_\_

790. \_\_\_\_\_

791. \_\_\_\_\_

792. \_\_\_\_\_

793. \_\_\_\_\_

794. \_\_\_\_\_

795. \_\_\_\_\_

796. \_\_\_\_\_

797. \_\_\_\_\_

798. \_\_\_\_\_

799. \_\_\_\_\_

800. \_\_\_\_\_

801. \_\_\_\_\_

802. \_\_\_\_\_

803. \_\_\_\_\_

804. \_\_\_\_\_

805. \_\_\_\_\_

806. \_\_\_\_\_

807. \_\_\_\_\_

808. \_\_\_\_\_

809. \_\_\_\_\_

810. \_\_\_\_\_

811. \_\_\_\_\_

812. \_\_\_\_\_

813. \_\_\_\_\_

814. \_\_\_\_\_

815. \_\_\_\_\_

816. \_\_\_\_\_

817. \_\_\_\_\_

818. \_\_\_\_\_

819. \_\_\_\_\_

820. \_\_\_\_\_

821. \_\_\_\_\_

822. \_\_\_\_\_

823. \_\_\_\_\_

824. \_\_\_\_\_

825. \_\_\_\_\_

826. \_\_\_\_\_

827. \_\_\_\_\_

828. \_\_\_\_\_

829. \_\_\_\_\_

830. \_\_\_\_\_

831. \_\_\_\_\_

832. \_\_\_\_\_

833. \_\_\_\_\_

834. \_\_\_\_\_

835. \_\_\_\_\_

836. \_\_\_\_\_

837. \_\_\_\_\_

838. \_\_\_\_\_

839. \_\_\_\_\_

840. \_\_\_\_\_

841. \_\_\_\_\_

842. \_\_\_\_\_

843. \_\_\_\_\_

844. \_\_\_\_\_

845. \_\_\_\_\_

846. \_\_\_\_\_

847. \_\_\_\_\_

848. \_\_\_\_\_

849. \_\_\_\_\_

850. \_\_\_\_\_

851. \_\_\_\_\_

852. \_\_\_\_\_

853. \_\_\_\_\_

854. \_\_\_\_\_

855. \_\_\_\_\_

856. \_\_\_\_\_

857. \_\_\_\_\_

858. \_\_\_\_\_

859. \_\_\_\_\_

860. \_\_\_\_\_

861. \_\_\_\_\_

862. \_\_\_\_\_

863. \_\_\_\_\_

864. \_\_\_\_\_

865. \_\_\_\_\_

866. \_\_\_\_\_

867. \_\_\_\_\_

868. \_\_\_\_\_

869. \_\_\_\_\_

870. \_\_\_\_\_

871. \_\_\_\_\_

872. \_\_\_\_\_

873. \_\_\_\_\_

874. \_\_\_\_\_

875. \_\_\_\_\_

876. \_\_\_\_\_

877. \_\_\_\_\_

878. \_\_\_\_\_

879. \_\_\_\_\_

880. \_\_\_\_\_

881. \_\_\_\_\_

882. \_\_\_\_\_

883. \_\_\_\_\_

884. \_\_\_\_\_

885. \_\_\_\_\_

886. \_\_\_\_\_

887. \_\_\_\_\_

888. \_\_\_\_\_

889. \_\_\_\_\_

890. \_\_\_\_\_

891. \_\_\_\_\_

892. \_\_\_\_\_

893. \_\_\_\_\_

894. \_\_\_\_\_

895. \_\_\_\_\_

896. \_\_\_\_\_

897. \_\_\_\_\_

898. \_\_\_\_\_

899. \_\_\_\_\_

900. \_\_\_\_\_

901. \_\_\_\_\_

902. \_\_\_\_\_

903. \_\_\_\_\_

904. \_\_\_\_\_

905. \_\_\_\_\_

906. \_\_\_\_\_

907. \_\_\_\_\_

908. \_\_\_\_\_

909. \_\_\_\_\_

910. \_\_\_\_\_

911. \_\_\_\_\_

912. \_\_\_\_\_

913. \_\_\_\_\_

914. \_\_\_\_\_

915. \_\_\_\_\_

916. \_\_\_\_\_

917. \_\_\_\_\_

918. \_\_\_\_\_

919. \_\_\_\_\_

920. \_\_\_\_\_

921. \_\_\_\_\_

922. \_\_\_\_\_

923. \_\_\_\_\_

924. \_\_\_\_\_

925. \_\_\_\_\_

926. \_\_\_\_\_

927. \_\_\_\_\_

928. \_\_\_\_\_

929. \_\_\_\_\_

930. \_\_\_\_\_

931. \_\_\_\_\_

932. \_\_\_\_\_

933. \_\_\_\_\_

934. \_\_\_\_\_

935. \_\_\_\_\_

936. \_\_\_\_\_

937. \_\_\_\_\_

938. \_\_\_\_\_

939. \_\_\_\_\_

940. \_\_\_\_\_

941. \_\_\_\_\_

942. \_\_\_\_\_

943. \_\_\_\_\_

944. \_\_\_\_\_

945. \_\_\_\_\_

946. \_\_\_\_\_

947. \_\_\_\_\_

948. \_\_\_\_\_

949. \_\_\_\_\_

950. \_\_\_\_\_

951. \_\_\_\_\_

952. \_\_\_\_\_

953. \_\_\_\_\_

954. \_\_\_\_\_

955. \_\_\_\_\_

956. \_\_\_\_\_

957. \_\_\_\_\_

958. \_\_\_\_\_

959. \_\_\_\_\_

960. \_\_\_\_\_

961. \_\_\_\_\_

962. \_\_\_\_\_

963. \_\_\_\_\_

964. \_\_\_\_\_

965. \_\_\_\_\_

966. \_\_\_\_\_

967. \_\_\_\_\_

968. \_\_\_\_\_

969. \_\_\_\_\_

970. \_\_\_\_\_

971. \_\_\_\_\_

972. \_\_\_\_\_

973. \_\_\_\_\_

974. \_\_\_\_\_

975. \_\_\_\_\_

976. \_\_\_\_\_

977. \_\_\_\_\_

978. \_\_\_\_\_

979. \_\_\_\_\_

980. \_\_\_\_\_

981. \_\_\_\_\_

982. \_\_\_\_\_

983. \_\_\_\_\_

984. \_\_\_\_\_

985. \_\_\_\_\_

986. \_\_\_\_\_

987. \_\_\_\_\_

988. \_\_\_\_\_

989. \_\_\_\_\_

990. \_\_\_\_\_

991. \_\_\_\_\_

992. \_\_\_\_\_

993. \_\_\_\_\_

994. \_\_\_\_\_

995. \_\_\_\_\_

996. \_\_\_\_\_

997. \_\_\_\_\_

998. \_\_\_\_\_

999. \_\_\_\_\_

1000. \_\_\_\_\_

1001. \_\_\_\_\_

1002. \_\_\_\_\_

1003. \_\_\_\_\_

1004. \_\_\_\_\_

1005. \_\_\_\_\_

1006. \_\_\_\_\_

1007. \_\_\_\_\_

1008. \_\_\_\_\_

1009. \_\_\_\_\_

1010. \_\_\_\_\_

1011. \_\_\_\_\_

1012. \_\_\_\_\_

1013. \_\_\_\_\_

1014. \_\_\_\_\_

1015. \_\_\_\_\_

1016. \_\_\_\_\_

1017. \_\_\_\_\_

1018. \_\_\_\_\_

1019. \_\_\_\_\_

1020. \_\_\_\_\_

1021. \_\_\_\_\_

1022. \_\_\_\_\_

1023. \_\_\_\_\_

1024. \_\_\_\_\_

1025. \_\_\_\_\_

1026. \_\_\_\_\_

1027. \_\_\_\_\_

1028. \_\_\_\_\_

1029. \_\_\_\_\_

1030. \_\_\_\_\_

1031. \_\_\_\_\_

1032. \_\_\_\_\_

1033. \_\_\_\_\_

1034. \_\_\_\_\_

1035. \_\_\_\_\_

1036. \_\_\_\_\_

1037. \_\_\_\_\_

1038. \_\_\_\_\_

1039. \_\_\_\_\_

1040. \_\_\_\_\_

1041. \_\_\_\_\_

1042. \_\_\_\_\_

1043. \_\_\_\_\_

1044. \_\_\_\_\_

1045. \_\_\_\_\_

1046. \_\_\_\_\_

1047. \_\_\_\_\_

1048. \_\_\_\_\_

1049. \_\_\_\_\_

1050. \_\_\_\_\_

1051. \_\_\_\_\_

1052. \_\_\_\_\_

1053. \_\_\_\_\_

1054. \_\_\_\_\_

1055. \_\_\_\_\_

1056. \_\_\_\_\_

1057. \_\_\_\_\_

1058. \_\_\_\_\_

1059. \_\_\_\_\_

1060. \_\_\_\_\_

1061. \_\_\_\_\_

1062. \_\_\_\_\_

1063. \_\_\_\_\_

1064. \_\_\_\_\_

1065. \_\_\_\_\_

1066. \_\_\_\_\_

1067. \_\_\_\_\_

1068. \_\_\_\_\_

1069. \_\_\_\_\_

1070. \_\_\_\_\_

1071. \_\_\_\_\_

1072. \_\_\_\_\_

1073. \_\_\_\_\_

1074. \_\_\_\_\_

1075. \_\_\_\_\_

1076. \_\_\_\_\_

1077. \_\_\_\_\_

1078. \_\_\_\_\_

1079. \_\_\_\_\_

1080. \_\_\_\_\_

1081. \_\_\_\_\_

1082. \_\_\_\_\_

1083. \_\_\_\_\_

1084. \_\_\_\_\_

1085. \_\_\_\_\_

1086. \_\_\_\_\_

1087. \_\_\_\_\_

1088. \_\_\_\_\_

1089. \_\_\_\_\_

1090. \_\_\_\_\_

1091. \_\_\_\_\_

1092. \_\_\_\_\_

1093. \_\_\_\_\_

1094. \_\_\_\_\_

1095. \_\_\_\_\_

1096. \_\_\_\_\_

1097. \_\_\_\_\_

1098. \_\_\_\_\_

1099. \_\_\_\_\_

1100. \_\_\_\_\_

1101. \_\_\_\_\_

1102. \_\_\_\_\_

1103. \_\_\_\_\_

1104. \_\_\_\_\_

1105. \_\_\_\_\_

1106. \_\_\_\_\_

1107. \_\_\_\_\_

1108. \_\_\_\_\_

1109. \_\_\_\_\_

1110. \_\_\_\_\_

1111. \_\_\_\_\_

1112. \_\_\_\_\_

1113. \_\_\_\_\_

1114. \_\_\_\_\_

1115. \_\_\_\_\_

1116. \_\_\_\_\_

1117. \_\_\_\_\_

1118. \_\_\_\_\_

1119. \_\_\_\_\_

1120. \_\_\_\_\_

1121. \_\_\_\_\_

1122. \_\_\_\_\_

1123. \_\_\_\_\_

1124. \_\_\_\_\_

1125. \_\_\_\_\_

1126. \_\_\_\_\_

1127. \_\_\_\_\_

1128. \_\_\_\_\_

1129. \_\_\_\_\_

1130. \_\_\_\_\_

1131. \_\_\_\_\_

1132. \_\_\_\_\_

113

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社グループのさらなる事業拡大及び経営効率の向上や、柔軟な働き方の推進を図るため、現行定款第3条に規定する本店の所在地を、現在の東京都文京区から東京都港区に変更するものであります。

(2) 本店の所在地変更に伴い、移転までの間は現所在地を本店所在地とするため、経過措置として附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>文京区</u> に置く。 | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。                                                                                                                                                  |
| (新 設)                                      | 附 則                                                                                                                                                                                        |
| (新 設)                                      | <u>(経過措置)</u><br>第1条 定款第3条(本店の所在地)の変更は、<br><u>2026年に開催予定の第15期定時株主総会ま</u><br><u>でに開催される取締役会において決定する本</u><br><u>店移転日をもって効力を生じるものとする。</u><br><u>なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過</u><br><u>後、これを削除する。</u> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

|                   |                                          |                               |
|-------------------|------------------------------------------|-------------------------------|
| 候補者番号<br><b>1</b> | ま え    だ    よ し    ひ ろ<br><b>前 田 佳 宏</b> | <b>再 任</b><br>1977年2月28日生（男性） |
|-------------------|------------------------------------------|-------------------------------|

取締役会出席回数

**15回／15回  
(100%)**

取締役在任期間

**13年7カ月**

所有する当社株式の数

**5,182,400株**

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2000年4月 京セラ株式会社 入社  
2006年2月 株式会社野村総合研究所 入社  
2012年4月 Distty株式会社（現当社） 代表取締役  
2017年7月 当社代表取締役社長（現任）  
2024年8月 株式会社リンカーズOI研究所 取締役（現任）  
2025年4月 当社イノベーション推進事業本部長（現任）

### ■取締役候補者とした理由

当社設立以来、企業経営者として当社経営を統括し、新規事業の創出や各事業の発展を牽引しており、今後もグループ全体の事業拡大及び経営全般に対する適切な判断を期待できると判断したことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

|                   |                                                   |                               |
|-------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------|
| 候補者番号<br><b>2</b> | か    ふ    く    ひ    で    の    ぶ<br><b>加 福 秀 互</b> | <b>再 任</b><br>1978年7月23日生（男性） |
|-------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------|

取締役会出席回数

**15回／15回  
(100%)**

取締役在任期間

**12年7カ月**

所有する当社株式の数

**834,500株**

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年4月 株式会社野村総合研究所 入社  
2013年4月 Distty株式会社（現当社） 代表取締役  
2017年4月 当社オープンイノベーション推進本部長  
2017年7月 当社取締役副社長  
2018年10月 当社取締役（現任）  
2023年2月 当社マッチングプラットフォーム事業本部長

### ■取締役候補者とした理由

当社入社以来、営業部門を牽引し、当社の事業の責任者として豊富な経験と幅広い見識を持ち合わせており、今後も当社事業の持続的成長への貢献が期待できると判断したことから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

え がしら ひろ かず

江 頭 宏 一

再 任

1970年4月23日生（男性）

取締役会出席回数

15回／15回  
(100%)

取締役在任期間

8年

所有する当社株式の数

69,500株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1994年4月 国土管理株式会社 入社  
 2001年3月 株式会社ネットマークス（現株式会社ユニアデックス） 入社  
 2007年7月 高島株式会社 入社  
 2008年2月 FXプライム株式会社（現GMOコイン株式会社） 入社  
 2011年4月 同社財務経理部長  
 2012年12月 同社経営管理部長  
 2013年6月 同社取締役  
 2017年1月 当社入社 経営管理部長  
 2017年10月 当社取締役（現任）  
 2021年12月 当社経営管理本部長（現任）

■取締役候補者とした理由

当社入社以来、財務・経理、法務・コンプライアンス等の経営管理部門における豊富な経験と幅広い知見にて、当社の体制強化に貢献しているため、当社の取締役会の意思決定、監督機能の実効性強化に期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

み づ た ま さ み ち

水 田 正 道

再 任

社 外

独 立

1959年6月13日生（男性）

取締役会出席回数

14回／15回  
(93%)

社外取締役在任期間

4年5カ月

所有する当社株式の数

一株

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年4月 株式会社リクルート（現株式会社リクルートホールディングス） 入社  
 1988年7月 テンプスタッフ株式会社（現パーソルテンプスタッフ株式会社） 入社  
 1995年6月 同社取締役  
 2008年10月 テンパホールディングス株式会社（現パーソルホールディングス株式会社） 常務取締役  
 2010年6月 同社取締役副社長  
 2013年6月 同社代表取締役社長  
 2016年6月 同社代表取締役社長CEO  
 2021年4月 同社取締役会長（現任）  
 2021年6月 当社社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

上場会社の経営者として長年企業経営に携わられており、企業経営の豊富な経験や知見を活かして、当社の社外取締役として当社経営に対して助言・提言をしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



|                   |                   |                 |    |    |    |
|-------------------|-------------------|-----------------|----|----|----|
| 候補者番号<br><b>5</b> | ながしま<br><b>長島</b> | さとし<br><b>聡</b> | 再任 | 社外 | 独立 |
| 1968年11月25日生（男性）  |                   |                 |    |    |    |

取締役会出席回数

**15回／15回  
(100%)**

社外取締役在任期間

**3年4カ月**

所有する当社株式の数

**一株**

■略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1996年10月 株式会社ローランド・ベルガー 入社  
2014年 9 月 同社代表取締役日本共同代表  
2015年 9 月 同社代表取締役社長  
2019年 6 月 Roland Berger Holdings GmbH グローバル共同代表  
2020年 7 月 きづきアーキテクト株式会社 代表取締役（現任）  
2020年11月 由紀ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）  
2022年 7 月 当社社外取締役（現任）  
2024年11月 株式会社スマートドライブ 社外取締役（現任）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

世界的大手コンサルティング会社の日本代表、グローバル共同代表を歴任し、企業経営の知見や豊富な経験を活かして、当社の社外取締役として当社経営に対して助言・提言をしていただくことを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水田正道氏及び長島聡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は水田正道氏及び長島聡氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、水田正道氏及び長島聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合、当社は両氏を引き続き独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社取締役に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 代表取締役社長前田佳宏氏の所有株式数には、同氏の資産管理会社である合同会社SAKUNANAが所有する株式数を含んでおります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

|       |            |                  |     |     |
|-------|------------|------------------|-----|-----|
| 候補者番号 | うめかわ えい きち | 再 任              | 社 外 | 独 立 |
| 1     | 梅 川 栄 吉    | 1951年11月28日生（男性） |     |     |

取締役会出席回数

15回／15回  
(100%)

監査役会出席回数

13回／13回  
(100%)

監査役在任期間

6年9カ月

所有する当社株式の数

一株

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1977年 4 月 東京芝浦電気株式会社（現株式会社東芝） 入社
- 2000年 4 月 同社 小向工場副工場長
- 2002年 4 月 同社 技師長
- 2007年10月 東芝電波システムエンジニアリング株式会社（現東芝電波テクノロジー株式会社）  
代表取締役社長
- 2011年 6 月 東芝電波プロダクツ株式会社 常勤監査役
- 2019年 2 月 当社 社外監査役
- 2020年 7 月 当社 常勤社外監査役（現任）
- 2024年 8 月 株式会社リンカーズOI研究所 監査役（現任）

■社外監査役候補者とした理由

上場企業並びにその関連会社での役員を歴任し、企業経営やガバナンス体制を構築するなど、優れた知見と豊富な経験を有しております。これらの豊富な実績や経験を活かし、当社の監査の適切な実施、及び監査機能の強化並びに企業ガバナンスの向上に寄与することが期待されるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

|                   |                                |            |            |            |
|-------------------|--------------------------------|------------|------------|------------|
| 候補者番号<br><b>2</b> | ほう だ た か あ き<br><b>保 田 隆 明</b> | <b>再 任</b> | <b>社 外</b> | <b>独 立</b> |
| 1974年11月16日生（男性）  |                                |            |            |            |

取締役会出席回数

**14回／15回  
(93%)**

監査役会出席回数

**12回／13回  
(92%)**

監査役在任期間

**5年4か月**

所有する当社株式の数  
**一株**

**■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況**

- 1998年 4 月 リーマン・ブラザーズ証券株式会社 入社
- 2002年 6 月 UBS証券株式会社 入社
- 2010年 4 月 小樽商科大学大学院商学研究科 准教授
- 2014年 4 月 昭和女子大学グローバルビジネス学部 准教授
- 2015年 9 月 神戸大学大学院経営学研究科 准教授
- 2020年 1 月 株式会社トラストバンク 社外取締役（現任）
- 2020年 7 月 当社 社外監査役（現任）
- 2021年 4 月 神戸大学大学院経営学研究科 教授
- 2022年 4 月 慶應義塾大学総合政策学部 教授（現任）
- 2022年 8 月 サツドラホールディングス株式会社 社外取締役（現任）

**■社外監査役候補者とした理由**

大学教授として培われた会社経営に関する専門的な知見や、複数の上場企業で社外取締役を務めており、経営全般に幅広い見識を有しております。これらの知見と経験を活かし、独立した立場から当社の経営監督を適切に行い、ガバナンス体制の強化に寄与いただけることを期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

|                   |                                                |     |     |     |
|-------------------|------------------------------------------------|-----|-----|-----|
| 候補者番号<br><b>3</b> | え じ り こ と み<br><b>江 尻 琴 美</b><br>(戸籍名：鶴 田 琴 美) | 再 任 | 社 外 | 独 立 |
| 1974年8月12日生 (女性)  |                                                |     |     |     |

取締役会出席回数

**15回／15回**  
**(100%)**

監査役会出席回数

**13回／13回**  
**(100%)**

監査役在任期間

**4年10カ月**

所有する当社株式の数

**一株**

■略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1997年 4 月 住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社） 入社  
2008年12月 弁護士登録  
2009年 1 月 敬和総合法律事務所 入所  
2020年 7 月 同所 パートナー（現任）  
2021年 1 月 当社 社外監査役（現任）  
2022年 6 月 株式会社メイコー 社外監査役（現任）  
2023年 6 月 株式会社JSH 社外取締役（現任）

■社外監査役候補者とした理由

弁護士として培われた専門的な法務及びコンプライアンスに対する知見を有しております。法律の専門家としての経験等を活かし、監査役として取締役の職務執行を適切に監査いただくとともに、当社監査体制を強化することを期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 梅川栄吉氏、保田隆明氏及び江尻琴美氏は社外監査役候補者であります。

3. 当社は梅川栄吉氏、保田隆明氏及び江尻琴美氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。各候補者が再任された場合、当社は各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。

4. 当社は、梅川栄吉氏、保田隆明氏及び江尻琴美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各候補者が再任された場合、当社は各候補者を引き続き独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である当社監査役に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約によって填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### **第4号議案** 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年7月3日付開催の臨時株主総会において、賞与を含め1事業年度あたり年額150百万円以内（以下、「基本報酬枠」といいます。）とご承認いただいております。

また、2023年10月26日付開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入すること並びに本制度に基づき、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）を年額15百万円以内とし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

今般、対象取締役に對して、当社のさらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を一部改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内とし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数を年100,000株以内（ただし、当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、本制度につきましては、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額および交付される当社株式数の上限の改定を除き、変更はございませんが、その概要は後記のとおりです。当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「4.会社役員の状況（4）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりで、本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、本議案の内容は相当であると考えております。

現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

#### **【譲渡制限付株式報酬制度の概要】**

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、払込期日から、3年から5年までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）譲渡制限の解除

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が譲渡制限期間において、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位のいずれの地位も退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

# 事業報告

(2024年8月1日から)  
(2025年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、「マッチングで世界を変える」というミッションのもと、企業と企業の出会いのあり方を見直し、従来の産業構造では成し得なかった最適な出会いを提供することで、多くのイノベーションを生み出す産業のしくみを国内外に築き、産業全体の生産性を最大化するための連携のハブとなる企業を目指すために、マッチングプラットフォームの運営を中心に事業を展開しております。

サービス内容としては、ニーズ起点のマッチングを手掛ける技術探索サービス「Linkers Sourcing」、シーズ起点のマッチングを手掛ける用途開拓サービス「Linkers Marketing」、SaaS型の金融機関向けマッチングシステム「Linkers for BANK」、及び当該事業会社向けマッチングシステム「Linkers for Business」の提供等による探索・マッチングサービスと、技術ニーズ・シーズの調査を手掛ける「Linkers Research」を中心としたリサーチサービスを主たるサービスとしております。

当社グループが取り組む事業領域は、企業研究費の投下による新技術創出への動向や、製造業を中心とした設備投資への投資再開、地域金融機関の収益多様化に向けた取り組みなど、オープンイノベーションへの投資領域の拡大に伴い、今後もデジタル技術活用による探索効率化や、マッチング精度向上を通じた国内外の多様な企業間連携を促進により、需要は拡大していくと想定しております。

半導体や脱炭素分野など成長領域への投資は依然として堅調に推移しており、製造業の設備投資再開や地域金融機関の新事業支援も活発化する一方で、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化に加え、米国におけるトランプ政権の高関税政策など、地政学リスクが国際的なサプライチェーンや貿易環境に不透明感をもたらすとともに、主要国の高金利政策継続や円安、原材料価格の高止まりも企業収益を圧迫し、依然として不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、来期以降の業容拡大に向けた基盤構築強化を最重要課題と位置付けて、様々な施策に取り組んでまいりました。既存事業においては、顧客目線に立ったサービスクオリティの向上を目的にカスタマーサクセス等のバックオフィス人材の採用強化を推進、フィールドセールス強化に向けて営業人員の採用を拡大するなど、人材採用と育成に取り組み



ました。また、既存事業のマッチングプラットフォームの機能強化や、新規プロダクトの開発体制強化など、将来の業容拡大を見据えた投資を継続して実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,360,735千円、営業損失は457,988千円、経常損失は428,433千円、親会社株主に帰属する当期純損失は548,214千円となりました。当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。従いまして、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

また、当社グループの事業は、従来、ビジネスマッチング事業の単一事業でありましたが、当連結会計年度において、リサーチサービスを分社化し、株式会社リンカーズOI研究所（以下、「OI研究所」）を連結子会社として設立したことに伴い、当連結会計年度より報告セグメントを「ビジネスマッチング事業」の単一事業から、探索・マッチングサービスとその他サービスにて構成される「ビジネスマッチング事業」及びOI研究所が提供する「リサーチ事業」の2区分に変更しております。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

#### （ア）ビジネスマッチング事業

「Linkers Sourcing」並びに「Linkers Marketing」は、前連結会計年度より取り組んでいる海外探索の営業活動については成果が出始めているものの、国内探索については遞減傾向が継続していることから、着手件数は100件となりました。遞減傾向の対策として、期初から営業活動体制の改善プロジェクトを開始、各種KPIの指標の見直しやプロセス管理の変更等に取り組むとともに、営業体制の見直し、営業人員の増員など、効果の示現にはなお一定の時間を要するものの来期以降の拡大に向けて各種施策に取り組んでおります。

金融機関向けマッチングシステム「Linkers for BANK」、並びに事業会社向けマッチングシステム「Linkers for Business」からなる「LFB」は、期中に導入機関同士の合併等があったものの、新たに5機関の新規導入がなされたことから、累計導入機関数は50機関に到達し、月額利用料の拡大など、ストック収益基盤は順調に拡大しております。

なお、「Linkers Trading」は、前連結会計年度にて主力商材であった再生アルミニウムの取り扱いを終了したことに伴い重要性が低下したことから、記載を省略しております。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,047,585千円、セグメント損失は407,169千円となりました。



#### (イ) リサーチ事業

当連結会計年度において分社化を行い、「Linkers Research」を中心としたリサーチサービスを移管しております。期初より営業人員の確保が進まなかったことなどをを受けて受注が低迷したことから、親会社によるフィールドセールスの支援など営業活動の立て直しを図ったものの、折からの生成AIの市場拡大によるリサーチサービスのコモディティ化の影響は否めず、情報収集・要約の内製化や競合の民主化といった当社のサービス領域への浸食もあり、「Linkers Research」の調査件数は228件となりました。

なお、当該事業については、より顧客ニーズの高いカスタマイズ調査へのシフト等、採算性を重視したサービスポートフォリオとすべく、各種施策に取り組んでおります。

以上の結果、当セグメントの売上高は313,149千円、セグメント損失は50,819千円となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は131,867千円となりました。セグメント別の内訳は、ビジネスマッチング事業が93,309千円、リサーチ事業が38,558千円となります。その主な内容は、ビジネスマッチングシステムの機能追加等に伴うソフトウェア開発によるものであります。

#### ③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関3行と総額500,000千円の当座貸越契約を締結しております。なお、当該契約による当連結会計年度末時点の借入実行残高はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                            | 第11期<br>(2022年7月期) | 第12期<br>(2023年7月期) | 第13期<br>(2024年7月期) | 第14期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年7月期) |
|--------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                     | —                  | —                  | —                  | 1,360,735                       |
| 経 常 損 失 ( △ ) (千円)             | —                  | —                  | —                  | △428,433                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失 ( △ ) (千円) | —                  | —                  | —                  | △548,214                        |
| 1株当たり当期純損失<br>( △ ) (円)        | —                  | —                  | —                  | △39.78                          |
| 総 資 産 (千円)                     | —                  | —                  | —                  | 1,363,674                       |
| 純 資 産 (千円)                     | —                  | —                  | —                  | 1,117,754                       |
| 1株当たり純資産 (円)                   | —                  | —                  | —                  | 81.01                           |

(注) 当社では、第14期より連結計算書類を作成しております。そのため、第13期以前については記載していません。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                              | 第11期<br>(2022年7月期) | 第12期<br>(2023年7月期) | 第13期<br>(2024年7月期) | 第14期<br>(当事業年度)<br>(2025年7月期) |
|--------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                       | 1,412,575          | 1,607,768          | 1,464,541          | 1,091,766                     |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円)                  | 63,532             | 80,223             | △124,130           | △334,645                      |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円)              | 49,010             | 102,170            | △200,744           | △384,422                      |
| 1株当たり当期純利益<br>又 は 1 株 当 た り<br>当 期 純 損 失 (△) (円) | 3.99               | 7.70               | △14.62             | △27.89                        |
| 総 資 産 (千円)                                       | 1,715,498          | 2,083,161          | 1,845,589          | 1,521,215                     |
| 純 資 産 (千円)                                       | 1,466,212          | 1,843,059          | 1,657,768          | 1,281,546                     |
| 1株当たり純資産 (円)                                     | 119.50             | 135.14             | 120.59             | 92.89                         |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金     | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|-----------|--------------|---------|
| 株式会社リンカーズOI研究所 | 100,000千円 | 100%         | リサーチ事業  |

(注) 2024年8月1日付で株式会社リンカーズOI研究所を新たに設立したことにより、同社を連結子会社としております。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 収益基盤の拡充

当社グループの事業拡大のためには、サービスポートフォリオの拡充も課題の一つであると考えております。既存サービスにおいては、新たな機能の追加や利用企業層の開拓、提供エリアの拡大により収益機会の増加を図るとともに、構築したビジネスプラットフォームを活用した新たな周辺サービスを開発していくことが必要であると考えております。

##### ② 技術力の拡充

当社グループは、ウェブサイトによるサービス運営を中心に事業展開しており、そのシステム開発を全て内製化しているため、常に外部環境におけるITの進化に注視しながら、技術力の進歩に努めてまいります。また、優秀なエンジニアの確保など技術部門の強化を推進し、持続可能な付加価値の高いサービスの実現を図ってまいります。

##### ③ 優秀な人材の確保

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、当社のミッションに共感し高い意欲を持った優秀な人材を継続的に採用していく必要があると考えております。労働市場における知名度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、業務環境や福利厚生により一層の充実により、採用した人材の離職率の低減も図ってまいります。

##### ④ 内部管理体制の強化

当社グループが継続的な成長を続けるためには、拡大する事業規模及び組織規模に合わせた組織的な管理体制を構築するとともに、経営の公正性や透明性を確保するために、当社事業に精通した事業部門と、会計や法令に知見のあるコーポレート部門が協働して内部統制システムの整備・強化を図り、レピュテーションリスクの排除やコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑤ 当社サービスの認知度向上

当社グループが今後も高い成長率を維持していくためには、提供するサービスのユーザビリティ、品質の向上等に加えて各サービスの認知度向上による新規顧客の拡大が不可欠であると考えております。当社では、これまで新聞・テレビ・雑誌等のマスメディア広告等には注力しておらず、ものづくり系の展示会やセミナー活動等を通じて顧客開拓を行ってまいりました。しかしながら、各種サービスのさらなる拡大を図るにあたり、今後は費用対効果を十分に見極めながら広告宣伝活動及び企業認知度向上のためのブランディングにも取り組んでまいります。

⑥ マッチング精度の向上

当社グループのビジネスマッチング事業は、産業コーディネーター並びに候補企業の確保とともに、精度の高いマッチング技術の構築が必要不可欠となります。技術への知見が高い産業支援機関等の外部パートナーと連携を強化するとともに、これまで培ったマッチングノウハウをベースにAIを活用したマッチングシステムの開発など、より精度の高いマッチングを提供できるよう努めてまいります。

⑦ システムの安定性の確保

当社グループの主要事業においては、インターネット上にてサービスを提供しており、安定した事業運営を行うにあたっては、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ、開発・運営保守体制の構築が極めて重要であると認識しております。今後も、システムの安定性確保に取り組み、市場環境の変化に対応した運用体制整備を継続的行ってまいります。

⑧ 情報管理体制の強化

当社グループは、公開前の事業戦略や製品企画など多くの機密情報や個人情報等を保有しており、その管理体制の重要性について十分に認識しております。その保護体制構築に向けて、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めることで、今後も引き続き情報管理体制の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年7月31日現在）

| 事業区分            | サービス                                            | 事業内容                                                                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ビジネス<br>マッチング事業 | Linkers Sourcing                                | 発注者のニーズと、ものづくりに特化した有力企業・団体とを引き合わせる技術探索サービス                                                           |
|                 | Linkers Marketing                               | 発注企業の持つ技術・製品シーズの用途仮説の構築を行いながら、当該仮説を解決する技術を保有する会社との面談機会創出の支援を行う技術・製品の用途開拓サービス                         |
|                 | LFB (Linkers for BANK/<br>Linkers for Business) | SaaS型ビジネスマッチングシステムとして金融機関向けには「Linkers for BANK」を、事業会社向けには「Linkers for Business」を提供しているサービス           |
|                 | Linkers Trading                                 | 当社が保有する独自ネットワーク・システムを活用した、最適な調達・購買先の探索並びに調達支援等を行うサービス                                                |
|                 | TechMesse Academy                               | 企業が手掛ける知識やノウハウなどを「伝える」「学ぶ」をコンセプトに、企業が保有する技術やサービスのプロモーション活動を支援する集客型のイベント運営サービス                        |
|                 | Linkers Trend Map                               | 数万件に及ぶ論文や特許情報をAIと専門調査員の知見を活用して分析・可視化、研究開発や事業企画に役立つ技術インサイトを提供するサービス                                   |
| リサーチ事業          | Linkers Research                                | 企業が新規事業やマーケティングを行う際に直面する課題、情報の取得困難性に対して、技術専門性のあるリサーチャーがアウトプットを提供するサービス                               |
|                 | Linkers Research Clip                           | 調査横断のテキスト検索や、社内の技術情報への興味の可視化など、調査結果を活用することが可能なWebアプリであり、「Linkers Research」にて作成したレポート等を簡単に社内共有できるサービス |

（注）当連結会計年度より「ビジネスマッチング事業」及び「リサーチ事業」の2区分に変更しております。

(6) 主要な営業所 (2025年7月31日現在)

① 当社

| 名 | 称 | 所      | 在 | 地 |
|---|---|--------|---|---|
| 本 | 社 | 東京都文京区 |   |   |

② 子会社

| 名        | 称     | 所      | 在 | 地 |
|----------|-------|--------|---|---|
| (株)リンカーズ | 〇I研究所 | 東京都文京区 |   |   |

## (7) 使用人の状況（2025年7月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分        | 使用人数    | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|---------|-------------|
| ビジネスマッチング事業 | 62（9）名  | －           |
| リサーチ事業      | 23（0）   | －           |
| 全社（共通）      | 17（3）   | －           |
| 合計          | 102（12） | －           |

（注） 1．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト（1日8時間換算）及び人材会社からの派遣社員を含む）は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

2．当社グループは、当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 79（12）名 | 10名減（6名減） | 38.9歳 | 3年5ヵ月  |

（注） 1．使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（アルバイト（1日8時間換算）及び人材会社からの派遣社員を含む）は、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

2．使用人数が前事業年度末と比べて10名減少しておりますが、これは子会社を設立したことにより出向者が増加したことによるものです。

## (8) 主要な借入先の状況（2025年7月31日現在）

| 借入先      | 借入額      |
|----------|----------|
| 株式会社阿波銀行 | 13,348千円 |

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（2025年7月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 49,080,000株

(2) 発行済株式の総数 13,797,000株

（注）譲渡制限付株式の発行により、発行済株式の総数は50,000株増加しております。

(3) 株主数 3,865名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                                        | 持株数        | 持株比率   |
|--------------------------------------------|------------|--------|
| 前田佳宏                                       | 2,682,400株 | 19.44% |
| 合同会社 SAKUNANA                              | 2,500,000株 | 18.11% |
| SBI AI&Blockchain投資事業有限責任組合                | 1,270,000株 | 9.20%  |
| 加福秀互                                       | 834,500株   | 6.04%  |
| 京侑株式会社                                     | 600,000株   | 4.34%  |
| 楽天証券株式会社                                   | 277,700株   | 2.01%  |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES                   | 198,900株   | 1.44%  |
| NOMURA INTERNATIONAL<br>PLC A/C JAPAN FLOW | 164,600株   | 1.19%  |
| 株式会社日経ビーピー                                 | 148,000株   | 1.07%  |
| ソウルドアウト株式会社                                | 143,300株   | 1.03%  |

（注）1. 当社は、自己株式を保有しておりません。

2. 合同会社SAKUNANAは、当社代表取締役である前田佳宏が株式を保有する資産管理会社であります。

3. 京侑株式会社は、当社代表取締役である前田佳宏の親族が株式を保有する資産管理会社であります。

4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

**(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

当社は、取締役（社外取締役を除く。）３名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2024年11月15日付で普通株式50,000株を発行いたしました。

|               | 株式数     | 交付対象者数 |
|---------------|---------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 50,000株 | 3名     |

**(6) その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                 |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                            | 第 8 回 新 株 予 約 権                              |
|---------------------------------|---------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                       |                     | 2012年4月1日                                  | 2016年3月25日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数                   |                     | 33個                                        | 100個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 4     |                     | 普通株式 33,000株<br>(新株予約権1個につき 1,000株)        | 普通株式 100,000株<br>(新株予約権1個につき 1,000株)         |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>(注) 4 |                     | 新株予約権1個当たり 10,000円<br>(1株当たり 10円)          | 新株予約権1個当たり 90,000円<br>(1株当たり 90円)            |
| 権 利 行 使 期 間                     |                     | 2014年4月11日から<br>2032年3月10日まで               | 2018年4月1日から<br>2026年2月28日まで                  |
| 行 使 の 条 件                       |                     | (注) 1                                      | (注) 2                                        |
| 役 員 の<br>保有状況                   | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 100,000株<br>保有者数 1名 |
|                                 | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名       | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |
|                                 | 監 査 役               | 新株予約権の数 33個<br>目的となる株式数 33,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 一個<br>目的となる株式数 一株<br>保有者数 一名         |

|                                 |                     |                             |                      |
|---------------------------------|---------------------|-----------------------------|----------------------|
|                                 |                     | 第 1 0 回 新 株 予 約 権           |                      |
| 発 行 決 議 日                       |                     | 2018年5月2日                   |                      |
| 新 株 予 約 権 の 数                   |                     | 34個                         |                      |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数<br>(注) 4     |                     | 普通株式<br>(新株予約権1個につき         | 34,000株<br>1,000株)   |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない         |                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br>(注) 4 |                     | 新株予約権1個当たり<br>(1株当たり)       | 350,000円<br>350円)    |
| 権 利 行 使 期 間                     |                     | 2020年5月8日から<br>2028年4月7日まで  |                      |
| 行 使 の 条 件                       |                     | (注) 3                       |                      |
| 役 員 の<br>保有状況                   | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 34個<br>34,000株<br>1名 |
|                                 | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名       |
|                                 | 監 査 役               | 新株予約権の数<br>目的となる株式数<br>保有者数 | 一個<br>一株<br>一名       |

(注) 1. ①本新株予約権の割当てを受けた者は、発行された権利の一部又は全部を行使することが可能となる（ただし、1個の本新株予約権を更に分割して行使することはできない）。なお、行使可能な株式数が、1単位の株式数の整数倍でない場合は、端数を切り上げ、1単位の整数倍とする。

②本新株予約権は、発行時に割当てを受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により本新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

2. ①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権者について、本新株予約権に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、会社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

②本新株予約権者は、当社の株式のいずれかが日本国内の証券取引所に上場（以下、「株式上場」という）がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りでない。

- ③本新株予約権者が死亡した場合は、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
  - ④本新株予約権者は、権利行使期間内のいずれの年においても、本新株予約権の行使によって発行又は譲渡される株式の発行価額又は譲渡価額の合計額が、その年において既にした当社又は他社の株式譲渡請求権もしくは新株引受権又は新株予約権の行使によって発行又は譲渡される株式の発行価額又は譲渡価額と合計して年間1,200万円又は行使時において租税特別措置法の適用を受けることができる権利行使価額の年間合計額を超えないように、割当てを受けた本新株予約権を行使しなければならないものとする。
  - ⑤当社及び本新株予約権者は、本新株予約権の行使に係る1株当たりの権利行使価額が本契約の締結時点における株式1株当たりの価額に相当する金額以上であることを確認する。
  - ⑥本新株予約権の行使による株式の交付は、当該交付のために付与決議がされた会社法第238条第1項に定める事項に反しないで行われるものとする。
  - ⑦当社の規則に則り、単元株制度を採用した場合には、本新株予約権者は、いかなる場合においても、当社の1単元の株式の数に満たない数を目的株式数として本新株予約権を行使してはならないものとする。
3. ①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
- ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。ただし、取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④本新株予約権で定める権利行使可能期間のうち、付与決議の日後2年を経過した日から付与決議の日後10年を経過する日までの期間内に行わなければならないものとする。なお、本新株予約権の定めにおいて付与決議とは、割当新株予約権にかかる会社法第238条第2項の決議（同法第239条第1項の決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第240条第1項の規定による取締役会の決議を含む）を意味するものとする。
- ⑤新株予約権（当社が新株予約権者に対して付与する租税特別措置法第29条の2の規定を受ける他の新株予約権を含む）の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えないこと。
4. 2021年11月12日で株式1株につき100株の割合で株式分割を行っており、また、2022年7月2日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2025年7月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名                   | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                           |
|---------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 前 田 佳 宏               | イノベーション推進事業本部長<br>株式会社リンカーズOI研究所 取締役                              |
| 取 締 役         | 加 福 秀 互               |                                                                   |
| 取 締 役         | 江 頭 宏 一               | 経営管理本部長                                                           |
| 取 締 役         | 水 田 正 道               | パーソルホールディングス株式会社 取締役会長                                            |
| 取 締 役         | 長 島 聡                 | きづきアーキテクト株式会社 代表取締役<br>由紀ホールディングス株式会社 社外取締役<br>株式会社スマートドライブ 社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 梅 川 栄 吉               |                                                                   |
| 監 査 役         | 保 田 隆 明               | 慶應義塾大学総合政策学部 教授<br>サツドラホールディングス株式会社 社外取締役                         |
| 監 査 役         | 江 尻 琴 美<br>(戸籍名:鶴田琴美) | 敬和綜合法律事務所 パートナー<br>株式会社メイコー 社外監査役<br>株式会社J S H 社外取締役              |

- (注) 1. 取締役水田正道氏及び取締役長島聡氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役梅川栄吉氏、監査役保田隆明氏及び監査役江尻琴美氏は、社外監査役であります。
3. 取締役水田正道氏は、上場会社の経営者として長年企業経営に携わっており、企業経営の豊富な経験や知見を有しております。
4. 取締役長島聡氏は、世界的大手コンサルティング会社の日本代表、グローバル共同代表を歴任し、企業経営の知見と豊富な経験を有しております。
5. 常勤監査役梅川栄吉氏は、上場企業並びにその関連会社での役員を歴任し、経営に関する相当程度の知識を有しております。
6. 監査役保田隆明氏は、大学教授として培われた会社経営に関する専門的な知見や、複数の上場企業で社外取締役を務めており、経営全般に幅広い見識を有しております。
7. 監査役江尻琴美氏は、弁護士として培われた専門的な法務及びコンプライアンスに対する知見を有しております。
8. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役等であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由を設けております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                      | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |                        |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------------|---------------------|--------------------|------------------------|---------------|-----------------------|
|                          |                     | 基 本 報 酬            | 業 績 連 動 報 酬<br>( 賞 与 ) | 譲渡制限付<br>株式報酬 |                       |
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 86,424<br>(8,400)   | 80,400<br>(8,400)  | －<br>(－)               | 6,024<br>(－)  | 5<br>(2)              |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 15,000<br>(15,000)  | 15,000<br>(15,000) | －<br>(－)               | －<br>(－)      | 3<br>(3)              |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 101,424<br>(23,400) | 95,400<br>(23,400) | －<br>(－)               | 6,024<br>(－)  | 8<br>(5)              |

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社役員の報酬等の額は、2017年7月3日の臨時株主総会において、取締役については賞与を含めた1事業年度あたりの取締役の報酬等の年額を150,000千円以内、監査役については同30,000千円以内とそれぞれ決議されております。なお、当該決議日時点の取締役の員数は3名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は1名（うち社外監査役1名）であります。

また、上記報酬等のほか、2023年10月26日開催の第12期定時株主総会において、当社の



取締役（社外取締役を除く）を対象として、報酬限度額（年額15,000千円以内）及び上限株式数（年50,000株以内）の範囲内とする譲渡制限付株式の付与を決議しており、当該決議日時点において、これらの限度額に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役3名であります。

### ③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年10月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外役員に諮り、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、社外役員からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

#### （ア）固定報酬

取締役の固定報酬は月例報酬とし、各取締役の報酬の額については、2024年10月25日に定めた「役員報酬設計方針」及び「役員報酬（内規）」に基づき職務の内容や責任及び成果等を総合的に勘案して、代表取締役社長前田佳宏が各取締役の報酬額を策定し、取締役会の決議事項として社外取締役及び社外監査役の意見を聴取した上で決定しております。

#### （イ）業績連動報酬（役員賞与）

取締役の業績連動報酬（役員賞与）は、取締役に業績へのコミットを動機づける内容とし、取締役会の決議事項として社外取締役及び社外監査役の意見を聴取した上で、前記方針に基づき、予算達成時の達成率を勘案して役位に応じて配分することとしており、営業損失となった場合は、当該役員賞与の支給は行わない方針としております。

#### （ウ）譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）

取締役の譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）は、当社の取締役が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与されるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的とし、各取締役への割当株式数は、取締役会において決定のうえ、毎年一定の時期に支給するものとしております。

なお、各監査役の報酬額については、株主総会で定められた報酬限度内において、監査役の

協議により決定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、代表取締役社長前田佳宏氏に、職務の内容や責任及び成果等を総合的に勘案し、役員報酬設計方針等に則り、各取締役の報酬額の決定を委任しております。これらの権限を委任した理由は、代表取締役社長前田佳宏氏が当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務について適正に評価できることと判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長前田佳宏氏によって適切に行使されるよう、原案を諮問し答申を経ることとしております。

**(5) 社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役水田正道氏は、パーソルホールディングス株式会社の取締役会長であります、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・ 社外取締役長島聡氏は、きづきアーキテクト株式会社の代表取締役、由紀ホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社スマートドライブの社外取締役であります、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役保田隆明氏は、慶應義塾大学総合政策学部の教授及びサツドラホールディングス株式会社の社外取締役であります、当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・ 社外監査役江尻琴美氏は、敬和綜合法律事務所のパートナー、株式会社メイコーの社外監査役及び株式会社 J S H の社外取締役であります、当社と各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|            | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                           |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 水田正道 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席いたしました。</p> <p>上場企業並びにその関連会社での社長を歴任し、多様な企業経営に関する幅広い知識と経験を有しており、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> |
| 社外取締役 長島聡  | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。</p> <p>コンサルティング会社の日本代表、グローバル共同代表を歴任し、企業経営の知見や豊富な経験から、取締役会において議案審議等に必要な発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>      |
| 社外監査役 梅川栄吉 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>上場企業並びにその関連会社での役員を歴任し、経営に関する相当程度の知識を有しており、取締役会並びに監査役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。</p>          |
| 社外監査役 保田隆明 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。</p> <p>大学教授としての専門性や会社経営全般に関して豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会並びに監査役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。</p>      |
| 社外監査役 江尻琴美 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的な知識やコンプライアンスに対する知見を有しており、取締役会並びに監査役会での意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。</p>                 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 24,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 会計監査人が過去 2 年間に受けた業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。  
ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場した  
ことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の  
注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

#### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (7) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 取締役及び従業員は社会の一員として企業倫理・社会規範に則した行動を行い、健全な企業運営に努める。また、コンプライアンス規程その他の社内規程を定め、企業倫理・法令遵守を周知徹底する。
- (イ) 取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営に関する重要な業務執行を審議決議するとともに、他の取締役の職務の執行を相互に監督する。
- (ウ) 取締役会は、取締役会規程、組織・職務権限規程等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役及び従業員は法令・定款及び定められた規程に従い、業務を執行する。
- (エ) 業務の適正化と経営の透明性等を確保するため、社外取締役による経営の監督機能の強化を行う。
- (オ) 取締役の職務の執行に関する法令及び定款への適合性に関して、監査役監査規程に基づく監査役監査の実施により確認する。
- (カ) 他の業務執行部門から独立した組織である内部監査室は、内部監査規程に基づき内部監査を実施する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び常勤監査役に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
- (キ) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、通常のリスク評価とともに、コンプライアンス規程に従い定期的に社内のコンプライアンス体制及び遵守状況について確認する。
- (ク) 社内における不正行為の早期発見又は相談と不祥事等の未然防止のための適正な処理の仕組みとして、内部通報規程に基づき内部通報制度「リンカーズ・ヘルプライン」を設置する。
- (ケ) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体からの不当な要求には民事及び刑事の両面から法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わないものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 株主総会及び取締役会の議事録等の情報は、法令及び文書管理規程に基づき、保存及び管理する。保管期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人などが閲覧、複写可能な状態とする。
- (イ) 情報セキュリティ管理規程を制定し、情報資産の保護・管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程に基づき、事業継続計画を始めとしたリスク管理体制を構築、運用する。
- (イ) リスク・コンプライアンス委員会にて、個別リスクの把握と評価、対応すべき優先度、リスク管理方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングを行い体制の整備、見直しを行う。
- (ウ) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し迅速な対応を行い、被害及び損失の拡大を防止し、これを最小限にとどめるための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会は経営計画、予算等を決定し、業績及び目標達成状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (イ) 代表取締役社長による総括管理のもと、管掌役員制を採用する。各管掌取締役は、法令、定款、社内規程及び社内基準に従い、管掌領域の経営を行う。また、管掌ごとに、主要な予算を設定し、定期的に予算の達成度を検証することにより経営管理を行う。
- (ウ) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行する。
- (エ) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続については、組織・職務権限規程その他の社内規程に定めるところによる。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア) 関係会社管理規程に基づき、主要な子会社の重要な決議事項は事前に当社取締役会にて審議承認を行う。
- (イ) 子会社の規程は、原則として当社規程を準用するものとする。必要に応じて、適宜マニュアルを整備・運用するものとし、各社の状況に応じたリスクマネジメント体制を構築するものとする。



- (ウ) 当社のリスク・コンプライアンス委員会は、子会社の事業を取り巻く様々なリスクの顕在化の未然防止又は最小化のために、リスク管理規程に基づきリスクの把握及び適切な対策を講じる。
- (エ) 子会社の取締役及び監査役には、原則として当社の取締役、監査役、従業員を構成員に含めることにより企業集団内の情報伝達を推進し、当社及び子会社全体の業務の効率的な遂行を確保する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項、並びに当該従業員の取締役会からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 監査役が必要とした場合、取締役は監査役と補助すべき人数、資格等を協議の上、従業員を監査役の補助にあたらせる。選任された従業員は、監査役からの指揮命令を優先するものとする。
- (イ) 当該従業員の人事異動、評価、懲戒等に関しては、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- (ア) 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社及び子会社の取締役及び従業員に報告を求めることができる。
- (イ) 監査役は、監査計画に従って取締役会のほか各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し関係資料を閲覧することができる。
- (ウ) 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。
- (エ) 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
- ・ 財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
  - ・ 業績及び業績見通しの内容
  - ・ 内部監査の内容及び結果
  - ・ 内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
  - ・ 行政処分の内容
  - ・ 前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項



- (オ) 当社及び子会社の取締役並びに従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実や重大な法令又は定款違反事実を認めた場合には、監査役に対して直接報告することができる。
- (カ) 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (ア) 監査役は、会計監査人、内部監査担当と情報交換に努め、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
- (イ) 監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を行い、取締役会等の重要な会議体への出席により、経営方針、経営課題についての意思疎通を図り、効果的な監査業務の遂行を図る。
- (ウ) 監査役は監査業務に必要と判断した場合には、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑨ 財務報告の適正性を確保するための体制

- (ア) 当社は、財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備、運用を行う。
- (イ) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
- (ウ) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視及び評価し、不備があれば必要な改善及び是正を行うとともに、関連法令との適合性を確保する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方、及びその整備状況

- (ア) 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威をもたらす反社会的勢力及びこれに類する団体とは取引先も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、外部専門機関等と連携し、毅然とした姿勢で対応しなければならない。
- (イ) 当社は、反社会的勢力に対して、反社会的勢力対応規程並びに反社会的勢力排除対応マニュアルを基に対応を行う。

## **(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、2021年10月27日開催の取締役会にて内部統制システムの基本方針について決議し、当該方針に基づいて内部管理体制の整備、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査役は取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査担当により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか独立した立場で監視しております。

## **7. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

## **8. 剰余金の配当等に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元を経営課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、利益還元政策を決定していく所存であります。しかしながら、当社は、成長過程にあり内部留保が充実しているとはいえず、創業以来配当を行っておりません。

今後の配当政策の基本方針としては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境等を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

# 連結貸借対照表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|-------------------|-----------|----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)      |           |
| 流 動 資 産           | 1,099,564 | 流 動 負 債        | 242,568   |
| 現 金 及 び 預 金       | 912,518   | 1 年内返済予定の長期借入金 | 9,996     |
| 売 掛 金             | 144,063   | 未 払 金          | 75,746    |
| 仕 掛 品             | 7,424     | 未 払 費 用        | 20,204    |
| 前 渡 金             | 95        | 未 払 法 人 税 等    | 5,919     |
| 前 払 費 用           | 35,462    | 前 受 金          | 56,909    |
| 固 定 資 産           | 264,110   | 預 り 金          | 7,700     |
| 有 形 固 定 資 産       | 24,858    | 賞 与 引 当 金      | 51,924    |
| 建 物               | 17,982    | そ の 他          | 14,166    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 6,875     | 固 定 負 債        | 3,352     |
| 無 形 固 定 資 産       | 175,867   | 長 期 借 入 金      | 3,352     |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 137,281   | 負 債 合 計        | 245,920   |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 38,586    | (純 資 産 の 部)    |           |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 63,383    | 株 主 資 本        | 1,117,754 |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 52,152    | 資 本 金          | 249,165   |
| 長 期 前 払 費 用       | 11,118    | 資 本 剰 余 金      | 991,040   |
| そ の 他             | 112       | 利 益 剰 余 金      | △122,450  |
| 資 産 合 計           | 1,363,674 | 純 資 産 合 計      | 1,117,754 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計  | 1,363,674 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年8月1日から  
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                                                                                   |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        | 金 額    |           |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----------|
| 売上<br>販売費<br>営業<br>受<br>受<br>補<br>雑<br>営<br>支<br>為<br>経<br>特<br>減<br>税<br>法<br>当<br>親 | 上<br>上<br>総<br>及<br>業<br>業<br>受<br>受<br>補<br>雑<br>業<br>支<br>為<br>特<br>常<br>等<br>人<br>期<br>社 | 上<br>総<br>び<br>業<br>外<br>取<br>取<br>助<br>外<br>払<br>替<br>損<br>調<br>整<br>、<br>期<br>株 | 原<br>利<br>般<br>損<br>収<br>配<br>金<br>収<br>費<br>損<br>前<br>当<br>期<br>純<br>損 | 高<br>価<br>益<br>費<br>失<br>益<br>利<br>当<br>収<br>用<br>利<br>差<br>失<br>損<br>純<br>損<br>失<br>主 |        | 1,360,735 |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        | 440,878   |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        | 919,856   |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        | 1,377,845 |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        | 457,988   |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        | 29     |           |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        | 3      |           |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        | 30,000 |           |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        | 340    | 30,373    |
|                                                                                       |                                                                                             |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        | 563    |           |
| 253                                                                                   | 817                                                                                         |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        |           |
|                                                                                       | 428,433                                                                                     |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        |           |
| 117,195                                                                               | 117,195                                                                                     |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        |           |
| 2,585                                                                                 | 545,628                                                                                     |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        |           |
|                                                                                       | 2,585                                                                                       |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        |           |
|                                                                                       | 548,214                                                                                     |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        |           |
|                                                                                       | 548,214                                                                                     |                                                                                   |                                                                         |                                                                                        |        |           |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結株主資本等変動計算書**

(2024年8月1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

|                       | 株 主 資 本 |           |           |             | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------|---------|-----------|-----------|-------------|-----------|
|                       | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 株 主 資 本 合 計 |           |
| 当連結会計年度期首残高           | 245,065 | 986,940   | 425,763   | 1,657,768   | 1,657,768 |
| 当連結会計年度変動額            |         |           |           |             |           |
| 新株の発行<br>(譲渡制限付株式の発行) | 4,100   | 4,100     |           | 8,200       | 8,200     |
| 親会社株主に帰属する当期純損失       |         |           | △548,214  | △548,214    | △548,214  |
| 当連結会計年度変動額合計          | 4,100   | 4,100     | △548,214  | △540,014    | △540,014  |
| 当連結会計年度末残高            | 249,165 | 991,040   | △122,450  | 1,117,754   | 1,117,754 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2025年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-------------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産           | 1,097,484 | 流 動 負 債         | 236,317   |
| 現 金 及 び 預 金       | 880,220   | 1年内返済予定の長期借入金   | 9,996     |
| 売 掛 金             | 117,773   | 未 払 金           | 85,057    |
| 前 渡 金             | 95        | 未 払 費 用         | 20,204    |
| 前 払 費 用           | 29,229    | 未 払 法 人 税 等     | 5,629     |
| 短 期 貸 付 金         | 45,000    | 前 受 金           | 55,809    |
| そ の 他             | 25,165    | 預 り 金           | 7,695     |
| 固 定 資 産           | 423,731   | 賞 与 引 当 金       | 51,924    |
| 有 形 固 定 資 産       | 24,858    | 固 定 負 債         | 3,352     |
| 建 物               | 17,982    | 長 期 借 入 金       | 3,352     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 6,875     | 負 債 合 計         | 239,669   |
| 無 形 固 定 資 産       | 175,867   | (純 資 産 の 部)     |           |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 137,281   | 株 主 資 本         | 1,281,546 |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 38,586    | 資 本 金           | 249,165   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 223,004   | 資 本 剰 余 金       | 991,040   |
| 関 係 会 社 株 式       | 159,620   | 資 本 準 備 金       | 149,165   |
| 敷 金 及 び 保 証 金     | 52,152    | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 841,875   |
| 長 期 前 払 費 用       | 11,118    | 利 益 剰 余 金       | 41,340    |
| そ の 他             | 112       | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 41,340    |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 41,340    |
| 資 産 合 計           | 1,521,215 | 純 資 産 合 計       | 1,281,546 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 1,521,215 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年8月1日から  
2025年7月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,091,766 |
| 売上原価         | 336,512   |
| 売上総利益        | 755,254   |
| 販売費及び一般管理費   | 1,194,883 |
| 営業損失         | 439,629   |
| 営業外収益        |           |
| 受取利息         | 202       |
| 受取配当金        | 3         |
| 経営指導料        | 75,231    |
| 補助金収入        | 30,000    |
| その他          | 340       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 563       |
| 為替差損         | 229       |
| 経常損失         |           |
| 特別損失         |           |
| 減損損失         | 47,485    |
| 税引前当期純損失     | 382,131   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,291     |
| 当期純損失        | 384,422   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年8月1日から)  
(2025年7月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本 |           |                |              |                  |              |             | 純資産合計     |
|---------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                           | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金        |              | 株主資本<br>合 計 |           |
|                           |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金     | 利益剰余金<br>合 計 |             |           |
|                           |         |           |                |              | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |             |           |
| 当 期 首 残 高                 | 245,065 | 145,065   | 841,875        | 986,940      | 425,763          | 425,763      | 1,657,768   | 1,657,768 |
| 当 期 変 動 額                 |         |           |                |              |                  |              |             |           |
| 新 株 の 発 行<br>(譲渡制限付株式の発行) | 4,100   | 4,100     |                | 4,100        |                  |              | 8,200       | 8,200     |
| 当 期 純 損 失                 |         |           |                |              | △384,422         | △384,422     | △384,422    | △384,422  |
| 当 期 変 動 額 合 計             | 4,100   | 4,100     | －              | 4,100        | △384,422         | △384,422     | △376,222    | △376,222  |
| 当 期 末 残 高                 | 249,165 | 149,165   | 841,875        | 991,040      | 41,340           | 41,340       | 1,281,546   | 1,281,546 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年9月24日

リンカーズ株式会社  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 河島 | 啓太 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大塚 | 弘毅 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リンカーズ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リンカーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 9月24日

リンカーズ株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 河島 | 啓太 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大塚 | 弘毅 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リンカーズ株式会社の2024年8月1日から2025年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年8月1日から2025年7月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### （1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### （2）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### （3）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年9月25日

リンカーズ株式会社 監査役会

社外監査役(常勤) 梅 川 栄 吉 ㊞

社 外 監 査 役 保 田 隆 明 ㊞

社 外 監 査 役 江 尻 琴 美 ㊞

以 上

## 株主総会会場ご案内図

東京都文京区後楽二丁目3番21号  
住友不動産飯田橋ビル6階  
リンカーズ株式会社本社  
(昨年までの会場「ベルサール飯田橋ファースト」とは  
異なりますのでご注意ください。)



交通 都営地下鉄大江戸線飯田橋駅  
ＪＲ中央・総武線飯田橋駅  
東京メトロ東西線・有楽町線・南北線飯田橋駅  
東京メトロ丸ノ内線・南北線後楽園駅

|        |       |
|--------|-------|
| Ｃ３出口より | 徒歩約３分 |
| 東口より   | 徒歩約５分 |
| Ｂ１出口より | 徒歩約５分 |
| １番出口より | 徒歩約９分 |

- 駐車場のご用意はしていませんのでご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会ご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。